

静岡県総合計画

富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン

[基本計画]

(案)

平成 22 年 9 月

(目次)

1 「命」を守る危機管理	1
1 減災力の強化	1
2 地域防災力の充実・強化	13
3 防災力の発信	17
4 災害に強い地域基盤の整備	18
2 “ふじのくに”の徳のある人材の育成	
2-1 「有徳の人」づくり	24
1 心と体の調和した人間形成の基礎づくり	24
2 「文・武・芸」三道の鼎立を目指した学校づくり	27
3 生涯学習を支える社会づくり	38
2-2 「憧れ」を呼ぶ“ふじのくに”づくり	43
1 多彩な文化の創出と継承	43
2 スポーツに親しみ技量を高める環境づくり	48
3 多文化共生と新たな地域外交の推進	51
4 交流を支えるネットワークの充実	56
5 誰もを惹きつけ、もてなす魅力づくり	63
6 多様な交流の拡大と深化	69
3 “ふじのくに”の豊かさの実現	
3-1 一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造	74
1 新結合による「場力」の向上	74
2 次世代産業の創出	78
3 活気ある地域産業の振興	84
4 生きる力の源となる農林水産業の強化	89
5 誰もが活躍できる就業環境の実現	96
3-2 「和」を尊重する暮らしの形成	100
1 快適な暮らし空間の実現	100
2 安全で安心できる心豊かな消費生活の推進	106
3 地球を守る低炭素・循環型社会の構築	109
4 自然と調和する美しい景観の創造と保全	114
5 自然との共生と次世代への継承	116
6 誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくり	119
3-3 「安心」の健康福祉の実現	127
1 安心して子どもを産み育てられる環境整備	127
2 安心医療の提供と健康づくりの推進	134
3 障害のある人の自立と社会参加	144
4 いきいき長寿社会の実現	149
5 希望や自立につなぐセーフティネットの整備	155
4 “ふじのくに”の自立の実現	
4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり	157
1 活力ある多自然共生地域の形成	157
2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造	164
3 陸・海・空の交通ネットワーク機能の拡充	168
4-2 「安全」な生活と交通の確保	172
1 官民協働による犯罪に強い社会づくり	172
2 総合的な交通事故防止対策の推進	174
3 犯罪発生を抑える警察力の強化	177
4-3 地域主権を拓く「行政経営」	180
1 透明性の高い行政運営	180
2 効果的で能率的な行政運営	182
3 未来を見据えた戦略的な行政運営	186

4-1 ヒト、モノ、地域を結ぶ「基盤」づくり

1 活力ある多自然共生地域の形成

豊かな自然環境に恵まれた地域において、地産地消を支える農林水産業等の生産基盤や身近な生活環境を整備し、周辺都市部との道路ネットワークを構築するとともに、過疎・中山間地域の振興を図ることで、活力ある多自然共生地域を形成する。

(1) 豊かで活力あふれる暮らしの形成

生活の基礎となる道路の整備や河川等の適正な管理など、県民が安心して快適に暮らすことのできるよう、身近な生活環境の整備を推進する。

【目標】

県民1人当たりの渋滞損失時間（平成20年度 35.6時間/年）	30時間/年(H28)
汚水処理人口普及率（平成21年度：71.5%）	79%

安全・快適・便利な暮らしを支える道路整備の推進

- ・道路の交通渋滞を解消するため、交差点改良や立体交差化、環状道路の整備、幹線道路のバイパス整備などの渋滞対策を推進する。
- ・地域の中心都市と高規格幹線道路のインターチェンジに30分以内で到達できる道路網（静岡30「サーティー」構想）の実現に向けて、国道や県道などの幹線道路の整備を推進する。
- ・誰もが安心して必要な医療を受けられるよう、救急医療機関へ迅速かつ安全に搬送できる道路網の整備を推進する。
- ・道路交通における死傷事故を削減するため、歩道並びに自転車歩行者道の整備や、交差点改良、道路線形の改良などの交通安全対策を推進する。
- ・生活の主要な移動経路となる駅や商店街、病院、福祉施設等を相互に結ぶ道路について幅の広い歩道の整備や歩道の段差・勾配の改善などによりバリアフリー化を推進する。
- ・目的地への円滑な誘導を確保するため、案内の統一性や連続性及び英語表記を充実させた道路案内標識を整備する。
- ・高齢化した道路施設の安全な利用を確保しつつ、新設から維持管理までの経費の縮減を図るため、橋梁・舗装・トンネル設備などの長寿命化緊急対策を推進する。
- ・道路利用者の安全を確保するため、道路パトロールと速やかな補修による的確な道路の維持管理に取り組む。
- ・良好な生活環境を確保するため、自動車騒音を低減する低騒音舗装などの道路の環境対策を推進する。
- ・地域住民や利用者の視点に立った道路整備を進めるため、意見交換を通じて多様な住民ニーズを事業に反映する「みち～満ち・充ちミーティング」を県内各地で実施していく。
- ・事業化に先立ち地元や市町と事業の効果や課題などを話し合う「事業着手準備制度」により、早期に事業効果を発現させる。
- ・快適な道路空間を創出するため、地域の住民や企業などとの協働により道路の清掃や美化活動を行う「しずおかアダプトロードプログラム」を推進する。

河川や港湾等の公共水域におけるプレジャーボート対策の推進

- ・公共水域の秩序ある利用を確保するため、地域ごとに水域利用推進調整会議を設け、プレジャーボートの適正な利用に関する推進計画を策定し、公共水域における利用者間の調整を図り、地域の特性に合わせた放置艇対策を推進する。

【主な取組】

	22年度	23年度	24年度	25年度
浜名湖の放置艇対策	暫定係留施設から恒久係留施設への移動完了	新たな放置艇発生防止のための対策の実施		
清水港・巴川の放置艇対策	推進計画の改訂調整会議の開催	恒久係留施設の確保		
田子の浦港・沼川の放置艇対策	推進計画の検討	推進計画の策定	係留施設の確保	
その他地域の放置艇対策	推進計画の検討 係留施設の確保			

污水处理施設整備の推進

- ・河川や湖沼など公共用水域の保全や生活環境の改善のため、人口集中地域や中山間地域など地域の実情に配慮し、下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等の整備や適切な維持管理を推進する。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県の“みちづくり”、
静岡県生活排水処理長期計画

[担当課] 道路企画課、道路整備課、道路保全課、河川砂防管理課、港湾企画課、
漁港整備課、生活排水課

(2) 美しさを重視した生活空間の形成

文化や歴史に根ざした地域固有の豊かな景観を保全するとともに、景観を損なわない公共施設等の整備を推進することにより、美しい生活空間の形成に努める。

【目標】

自分が住んでいる地域の景観を誇りに思う県民の割合

(平成21年度 68.4%) 75%

景観に配慮した地域づくりの推進

- ・地域の景観と調和した公共施設の整備を推進するため、景観デザインの指針を策定し、景観に配慮した公共事業の全庁的な取組を推進する。
- ・市町に対し、景観行政団体への積極的な移行を支援することにより、景観に配慮した地域づくりを推進するとともに、景観と調和した公共事業の推進を働きかける。

【主な取組】

	22年度	23年度	24年度	25年度
景観に配慮した公共事業の全庁的な取組の推進	策定と試行	実施開始	全庁実施	
市町の景観行政団体移行支援 (H22: 15 団体)				景観行政団体数 23 団体

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、新静岡県景観形成ガイドプラン

[担当課] 都市計画課

(3) 農林水産業の新たな展開

多様な農産物の安定供給や、森林資源の効率的な利活用、さらには水産物の供給体制づくりなど、農林水産業の力強い発展を目指した基盤整備を推進する。

【目標】	
農業に利用されている農地面積 (平成 21 年 71,400ha)	70,800ha (H25 趨勢値 65,500ha)
森林の多面的機能発揮のため適正に管理されている森林面積	(平成 20 年 261,000ha) 324,000ha
力強い産地づくりに向けた漁港の整備数 (平成 21 年 29 港)	36 港

多様な農産物を安定的に供給する基盤整備の推進

- ・ 安定的な農業生産を支える優良農地の確保を図るため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じて計画的な土地利用を推進する。
- ・ 産業として持続する農業を支える経営体への農地の利用集積を促進するとともに、すべての農業者が農業を継続できる環境を整えるため、農業の生産性や農産物の品質の向上を図る農用地、用排水路、農道等の保全・整備を効率的かつ効果的に推進する。
- ・ 基幹的な農業水利施設等を適切に保管理していくため、ライフサイクルコストの低減を図る施設機能の監視、診断、補修、更新等のストックマネジメントを機動的かつ確実に推進する。
- ・ 中山間地域等が持つ風土、農地、水辺、景観、コミュニティ等を十分に活かした農業の確立と農山村地域の活性化を促進するため、集落機能の再編も視野に入れつつ、生産基盤整備と併せ、必要となる生活環境整備を総合的かつ一体的に推進する。
- ・ 集中豪雨や地震等による農業災害を未然に防止し、被害を軽減するため、農地や農業用施設の湛水の防止や、老朽化したため池等を改築する農地防災事業を推進する。
- ・ 新東名等の高規格幹線道路の整備により活動エリアが広がる首都圏や中部圏の都市住民を対象に、SA・PA等を活用したマルシェや体験農園等の都市農村交流の場を整備するとともに、地域特性を活かした環境整備により、訪れる人が自然との共生や農山村の営みを感じられる地域づくりを促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
「食と農」を支える質の高い農地整備	農業の生産性の向上を目指した基盤整備の推進			目標
				2,010ha 以上
基幹的な農業水利施設の保全計画の策定率	施設の機能診断に基づく整備計画の樹立			目標
				85%以上

森林・林業の再生に向けた施業の集約化と林道整備等の推進

- ・ 森林整備のための地域活動の支援を通じて森林施業計画の策定を促進するとともに、一体的・効率的な管理を行うため、小規模かつ分散する森林施業の集約化を推進する。
- ・ 林道と作業道等の一体となった路網を整備し、高性能林業機械を導入することにより低コスト生産システムの構築を推進する。

- ・長期的・広域的な視点に立って、総合的な森林管理をコーディネートする人材を育成する。

【主な取組】

	22年度	23年度	24年度	25年度
森林施業集約化の取組強化	森林整備加速化・林業再生事業等を活用した施業集約化促進 (賀茂、北駿、大井川地区)			
(木材生産量 H20 269 千 m3)	生産システムの実証実験の支援 (富士地域)		他地域への普及	
				(木材生産量 H25 450 千 m3)

農山村地域が持つ多面的機能の発揮

- ・農業が有する空気・水・土壌の保全、国土や自然環境の保全、災害の防止といった多面的機能の持続的な発揮を確保するため、農地や農業用施設等の管理・保全の取組を推進する。
- ・農地や農業用施設等の地域資源を農業者、土地改良区、地域住民、NPO、民間企業等、多様な主体の参加により適切に保全管理していく「ふじのくに美農里プロジェクト」等の取組を支援する。
- ・県民生活に潤いと安心を提供するため、農業用水を活用した水辺景観の形成や防火施設の整備等に取り組むとともに、地域住民も参加する管理体制づくりを推進する。
- ・美しい景観の形成や豊かな生態系の保全等、多面的機能を有する棚田等の保全活動へ都市住民等の多様な人々が参加する機会を増やすため、ボランティア組織「しずおか棚田・里地くらぶ」等の活動地域の拡大や活動内容の拡充等を支援する。
- ・国土保全、水源かん養、保健休養、木材生産など、森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」に基づき、県民相互の合意と連携により、森林を守り、育て、活かす取組を総合的かつ効果的に推進する。
- ・「森林との共生」を県民意識に定着させるとともに、“ふじのくに”から広く発信するため、「森林資源の活用とそのための人づくり」に重点を置き、平成24年秋に「第36回全国育樹祭」を開催する。
- ・森林づくり県民税を財源として、荒廃した森林の整備を進め「森の力(土砂災害の防止水源のかん養等)」を回復させる森の力再生事業を継続して実施する。
- ・森林の機能を維持・保全するため、林地開発許可制度を適正に運用するとともに、保安林の適正な配備をし、保安林の目的に即した治山事業を推進する。
- ・県営林において、利用間伐等の新たな施業を先駆的に実施し、森林整備のモデルとして活用を進めていく。
- ・松くい虫等による被害や野生鳥獣の食害から森林を守るため、防除・駆除対策を推進する。
- ・花粉症対策として、県内で植栽するスギ・ヒノキの苗木の全てを「花粉症の少ない品種」

に転換するための採種園を整備する。

【主な取組】

	22年度	23年度	24年度	25年度
森の力再生事業 (森林づくり県民税)	1,435ha	1,200ha	1,200ha	1,200ha
(H18～21 累計整備 4,723ha)	(前期5ヶ年計画 の見直し)	(後期5ヶ年計画 の推進)		

力強い漁業を支える漁港整備の推進

- ・生産流通の効率化、品質・衛生管理の改善に資する漁港整備を推進するとともに、これらの施設を計画的かつ適切に維持管理し、長期有効活用していく。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、静岡県農林水産業新世紀ビジョン、
静岡県農山村整備みらいプラン、静岡県森林共生基本計画、
静岡県地域森林計画

[担当課] 港湾企画課、漁港整備課、農地計画課、農地整備課、農地保全課、農地利用課、
森林計画課、森林整備課、森林保全課

(4) 過疎・中山間地域の振興

豊かな自然環境を有し、県民共通の財産とも言える過疎・中山間地域について、魅力を生かして活力を高めるとともに、多様な主体の参画により集落機能を再生し、住民が安心できる生活環境を確保することで、地域の活性化を図る。

【目標】

都市農村交流人口（平成20年度 15,433千人） 22,000千人

魅力を生かしフロンティアを拓く

- ・自然と調和した地域の魅力を活かし、多様なライフスタイルに対応する、真の豊かさを実感できる“ふじのくに”の住まい方「家・庭一体の住まいづくり」を提示するなど、快適な暮らし空間の実現を図るとともに、移住・定住促進戦略を策定するなど“ふじのくに”ならではの魅力を活かした移住・定住の促進を図る。
- ・大地・森・海といった豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を活用し、第1次産業、第2次産業、第3次産業の枠組みを越えて事業を展開する6次産業化の推進や、農芸品と言える多彩な農林水産物の生産力向上や需要拡大などにより、農林水産業を柱にした地域産業を強化し、雇用の創出と確保を図る。
- ・農林漁業体験民宿認定基準の創設等の環境整備や「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進などにより、農林水産物、景観、伝統文化等、農山漁村地域の資源を最大限に活用した都市との交流を促進する。

多様な主体の連携による地域の社会的機能の維持・向上

- ・高齢化や過疎化が進むことで弱まりかけた地域コミュニティの機能を補うため、NPOや地域活動団体など多様な主体による自主的・自発的な協働活動を支援する仕組みづくりを推進し、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに対応可能な地域力を再生する。
- ・救急医療や高度な医療を提供する医療機関へ迅速かつ安全に搬送できる道路網の整備を推進するとともに、定期的な患者搬送体制の整備、へき地診療所への代診医師の派遣等による医療の確保と医師不足の解消や保健・福祉サービスの充実を図る。
- ・地域住民の生活を支える鉄道・バスの公共交通機関を維持・確保するとともに、デマンド運行や乗合タクシーなど、地域のニーズに応じた利便性と効率性の向上を促進し、地域内における生活交通の充実を図る。
- ・最寄りの都市との往来や高規格幹線道路との接続の利便性を高めるとともに、光ファイバ網などの情報通信基盤の整備を促進し、都市部との時間距離や情報格差の解消を図る。
- ・水道施設や下水・ごみ処理施設など、快適で安全な生活に不可欠な生活基盤の整備を促進する。
- ・県土の保全、地球温暖化の防止、新たなライフスタイルや癒しの場の提供などの農業や森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域住民やNPOなどとの連携と協働により豊かな自然環境を次世代に継承する。

[分野別計画] 過疎地域自立促進方針、静岡県社会資本整備重点計画、
静岡県生活排水処理長期計画、静岡県農林水産業新世紀ビジョン、
静岡県農山村整備みらいプラン、静岡県森林共生基本計画

[担当課] 自治行政課、生活排水課、漁港整備課、農地計画課、農地整備課、農地保全課、
農地利用課、森林計画課、森林整備課

2 賑わいと潤いを生む都市空間の創造

都市における利便性の向上や環境・景観等に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市機能の集積等により、都市空間を創造する。

(1) 豊かで活力あるまちづくり

機能的で暮らしやすい市街地の形成を図るため、都市の将来像を明らかにした都市計画のマスタープランを策定し、それに即した都市計画の決定等を推進するとともに、無秩序な市街化を防止する開発許可制度等を適正に運用する。

【目標】

日ごろ生活を営んでいる範囲において、都市機能が充足していると感じている人の割合
(平成21年度 52.8%) 60%

暮らしやすい市街地をつくる都市計画の推進

- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を一体の都市として整備、開発及び保全するためのマスタープランを策定するとともに、それに即した都市施設、土地利用、市街地開発事業に関する都市計画の決定、変更を推進する。
- ・通勤通学等日常交通活動の広がり観点から一体的な圏域を形成している都市圏を対象に、都市の骨格を形成する交通施設等の必要性及び規模を明らかにするため、都市計画区域を超える広域的な都市交通のマスタープランを策定する。

適正な土地利用の確保

- ・無秩序な開発による環境の悪化や災害の発生を防止するため、開発許可制度の適正な運用を行う。
- ・適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引規制制度の適正な運用を行う。

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、
各都市圏都市交通マスタープラン

[担当課] 都市計画課、土地対策課

(2) 都市のリノベーション

機能的で暮らしやすい市街地を形成するため、既成市街地の更新を進めるなど、都市基盤の整備を推進する。

【目標】

用途地域内の土地区画整理事業完了率（平成 21 年度 14.4%） 15.5%

県民 1 人当たりの渋滞損失時間（平成 20 年度 35.6 時間 / 年） 30 時間 / 年(H28)

良好な市街地整備の促進

- ・都市における道路や公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、市町や組合等が施行する土地区画整理事業の円滑な執行を支援する。
- ・都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町や組合等が施行する市街地再開発事業等の円滑な執行を支援する。

賑わいのある都市拠点の形成

- ・東部地域における広域的な都市拠点を形成するため、沼津市とともに民間活力を導入し、会議場施設、展示イベント施設、宿泊施設等からなる「東部コンベンションセンター」を沼津駅北地区に整備する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
東部コンベンションセンター整備		施設設計	建設工事	(26 年度 供用開始予定)

街路整備の推進

- ・都市における円滑な移動を確保するため、幹線街路整備を推進する。
- ・利用者の快適性・利便性向上のため、複数の交通手段をつなぐ駅前広場整備を促進する。

【主な取組】

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
幹線街路の整備	3 箇所完成	2 箇所完成	3 箇所完成	4 箇所完成
駅前広場の整備			1 箇所完成	(26 年度 1 箇所完成予定)

鉄道と道路の立体交差化の推進

- ・都市における円滑な移動と踏切除却による安全確保等のため、鉄道と道路の立体交差化を推進する。
- ・沼津駅付近において、都市内交通の円滑化や南北市街地の一体化等を図るため、鉄道高架事業を推進する。

【主な取組】

	22年度	23年度	24年度	25年度
鉄道と道路の立体交差化	1箇所完成		1箇所完成	(26年度1箇所完成予定)
沼津駅付近鉄道高架事業の推進		事業の推進		

[分野別計画] 静岡県社会資本整備重点計画

[担当課] 市街地整備課、街路整備課